

枚方市学習環境整備 PFI 事業

基本協定書（案）

平成 19 年 12 月 5 日

枚方市

枚方市学習環境整備 PFI 事業 基本協定書（案）

枚方市学習環境整備 PFI 事業（以下「本事業」という。）に関して、枚方市（以下「甲」という。）と[]及び[]をその構成企業とし、[]をその代表企業とする落札者[]（以下「乙」といい、その構成企業を「乙の構成企業」、またその代表企業を「乙の代表者」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する対象設備の設計、施工、工事監理、及び維持管理、市の指定する運営業務、並びにこれらに付随、関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

- 第 2 条 甲及び乙は、甲と事業予定者との間の事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約締結についての枚方市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる枚方市学習環境整備 PFI 事業審査委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

- 第 3 条 乙は、本基本協定締結後、遅くとも事業契約の仮契約の締結時までに、事業予定者として、本店所在地を枚方市内とする会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める株式会社を資本金額は 500 万円以上とし、取締役会及び監査役を設置する会社として、適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。
- 2 事業契約上の事業期間において、乙の構成企業はすべて事業予定者への出資を行い、その出資比率の合計は、全体の 50%を超えなければならない。さらに、構成企業が株主として保有する議決権の総数が事業予定者の総株主の議決権の少なくとも過半数を占める状態を維持するものとする。
- 3 乙は、事業予定者をして、創立総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙又は乙の代表者はその旨を事業予定者に報告させるものとする。
- 4 事業契約期間中において、乙の構成企業は原則として出資比率は変更できないも

のとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られるとともに、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成企業は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないものとする。

2 乙の構成企業は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、事業予定者の設立時において、乙の構成企業をして別紙記載の様式及び内容の誓約書を提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、対象設備の設計に係る業務を〔 〕に、施工に係る業務を〔 〕に、工事監理に係る業務を〔 〕に、維持管理に係る業務を〔 〕に、運営に係る業務を〔 〕にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成 年 月 日を目処として、枚方市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、枚方市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に不明確な点や矛盾点がある場合に関し、乙からその説明を求められた場合には、入札説明書、要求水準書及び事業契約書(案)等において示された本事業の目的、理念に照らし、かつ、入札説明書、要求水準書及び事業契約書(案)等において示された条件の範囲内において、その趣旨を明確化するための乙との協議を行うものとする。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。

- 5 乙は、第8条にかかわらず、本事業に関し、乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されなかった場合は、本事業に係る落札価格の100分の3に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。
- 6 乙の構成企業が、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、第8条にかかわらず、かつ、甲が本事業の事業契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、当該乙の構成企業(該当する構成企業が複数いる場合には該当する構成企業が各自連帯して)は、本事業に係る落札価格の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による排除措置命令の確定若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (2) 公正取引委員会が、乙の構成企業に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
 - (3) 乙の構成企業が、公正取引委員会が乙の構成企業に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。
 - (4) 乙の構成企業(乙の構成企業が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 7 第6項の規定は、本基本協定の履行が完了した後も適用するものとする。
- 8 第6項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第6項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について当該乙の構成企業(該当する構成企業が複数いる場合には該当する構成企業が各自連帯して)に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

- 第7条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、この場合、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果(設計に関する打合せの結果を含む。)は、事業契約締結後、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第 8 条 事由の如何を問わず(事業契約の締結について枚方市議会の議決が得られない場合を含むが、当該議決が得られない場合を含め落札者又は特定目的会社の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)事業予定者と甲との間において、事業契約が本契約としての効力を生じるに至らなかった場合には、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第 9 条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所その他の公的機関からの強制力のある命令により、開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示を受ける者に本条と同様の秘密保持義務を課して開示する場合及び甲が枚方市情報公開条例(平成 9 年 12 月 15 日条例第 23 号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第 10 条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(本基本協定の有効期間)

第 11 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結日から事業契約の終了の日までとする。ただし、事業契約の締結に至らなかった場合には、その締結に至らないことが確定した時点で本基本協定の有効期間が終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 5 項から第 8 項まで、第 8 条、第 9 条及び第 10 条の規定の効力は、前項の有効期間終了後も存続することとする。

以上を証するため、本基本協定書を 通作成し、甲及び乙の構成企業は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者及び構成企業が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 (枚方市長)

乙 (選定事業者)

構成企業 (代表者)

所在地

商号又は名称

印

代表者氏名

構成企業

所在地

商号又は名称

印

代表者氏名

別紙（４条関連）

平成 年 月 日

（枚方市長） 様

誓約書

枚方市（以下「市」という。）及び[S P Cの名称]（以下「事業者」という。）の間で、平成 年 月 日付にて締結された枚方市学習環境整備 PFI 事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。

なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に会社法上の株式会社として適法に設立され本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は[]株であり、うち[]株を当社が保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、落札者の構成企業である株主が事業者の総株主の議決権の過半数の議決権を行使することができる状態となっており、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。
- 6 当社が、市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当社は、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と同じ様式・項目を記載した誓約書を予め市へ提出させること。
- 7 当社が、事業者を、事業契約で別に定める場合を除き、事業契約第 41 条第 1 項のすべての瑕疵担保期間の経過後まで解散しないこと。ただし、市が事前に承諾した場合、又は、市が承諾した第三者が、事業者が同第 41 条第 1 項に基づき負担する瑕疵担保責任を引き受けた場合はこの限りではない。

住 所
商号又は名称
代 表 者